

## 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(原案)への意見及び市の考え方

1 募集期間:令和2年12月14日(月)～令和3年1月22日(金)

提出件数: 27人31件(前回:3人15件)

2 意見の要旨及び市の考え方

取扱区分:A(意見を反映)3件, B(実施にあたり考慮)4件, C(原案に考慮済み)6件, D(説明・回答)18件

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
1	-	-	<p>前提として「市民意見募集」の在り方への意見を述べる。かつては「広報あしや」に募集の件名とともに、その説明も付して掲載された。ところが今回は件名だけ。主権者たる市民に大いに意見・提案を出してほしいとの意欲の後退(欠如)を感じる。</p> <p>11件もの意見募集であるから、当然ながら関係するテーマ(とくに総合計画、行財政改革、公共施設などは個々の施策にすべて関わる)があるが、応募する際は「個々の件名に応じて」ということになっている。</p> <p>以上のように、「市民意見募集」についての「総論的な意見」も出しやすくしていただきたい。</p>	D	<p>市民意見募集の在り方につきましては、「広報あしや」では、多くの方に手にとってご覧いただけるよう、文字を大きくし、写真を多用するなど視覚的な読みやすさの工夫に努めており、紙面では主だった項目の掲載にとどめ、詳細については市ホームページにてお知らせしているところです。</p> <p>各計画のパブリックコメント募集では、「広報あしや」で各計画の概要までお伝えするには相当な紙面スペースの確保が必要となるため、スマートフォンなどからも市ホームページへのアクセスが可能なQRコードを表示することにより、各計画の詳細のご確認とともに、パブリックコメントを送信いただける募集フォームを掲載し、ご意見をいただきやすいよう取り組んでいるところで、ご理解いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>また、複数の計画に関連するご意見の受付につきましては、今後は、提出方法のわかりやすい説明を加えるなど、周知方法を見直してまいります。</p>
2	全体	全体	<p>そもそも「タイトル」が「…教育…啓発…」だからやむを得ないかもしれないが、行政の立案する指針なのだから、「市民をどう教育するか」「市民をいかに啓発するか」という発想ではなく、「差別解消のために行政は何をするのか」という発想に転換すれば、ずいぶんスッキリするだろう。</p> <p>例えば、「選択的夫婦別姓」のように、菅首相もかつては提唱したことがずるずる後退するなかで、「市として国に意見を述べる」ことなどはすぐにでもできる。</p> <p>逆に部落差別問題は、「市民の意識には」まだ少し残っていると、「行政施策としては完了」しているのだから、このなかに盛り込む必要はなくなる。</p>	D	<p>人権尊重社会を実現するためには市民一人ひとりの人権意識を高めていくことが不可欠であり、そのためには人権教育・人権啓発が大変重要です。</p> <p>人権教育・人権啓発は、多種多様な意見があることを踏まえ、市民の自主性を尊重し、押し付けでなく真に理解を得るものでなければならないと考えています。そのため原案は様々な視点や手法を用いた人権教育・人権啓発の方向性を定めています。</p> <p>国への意見・要望は、毎年近畿市長会を通じ行っています。</p> <p>同和問題(部落差別)は、昭和44(1969)年以降33年間にわたる特別措置法に基づく対策により生活環境等は改善されましたが、いまだに結婚や交際に関する差別やインターネット上での差別的な書き込みなどが発生していることから、平成28(2016)年には部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。引き続き解決すべき人権課題として原案に盛り込み、差別解消に向け取り組んでまいります。</p>

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
3	全体	全体	第4次「指針」(原案)について第3次「指針」の成果、反省点について検討されたのであればお答えください。	D	第3次指針の取組の成果や課題を検証するため、令和元年度に人権についての市民・職員意識調査を実施し、市民の意識の変化などを把握しました。また、第3次指針で示している各人権課題解決の方向性に沿った事業について、毎年度進行管理と事業評価を行い、その結果については、人権教育・人権啓発推進懇話会に報告し意見をいただいています。これらを参考に、第4次指針を策定しています。第4次指針は、教育と啓発を広くとらえていた第3次指針に対し、より教育と啓発に重点を置いた書き方にしています。具体的な記載としては、7ページの1-4芦屋市における取組(1)市の取組や14ページ以降の第3章主な人権課題の現状と方向性の各人権課題の【現状と課題】【市民意識調査結果】【第4次指針の方向性】などに反映されています。また、現在大きな社会問題となっている新型コロナウイルス感染者等への人権侵害について、新たな課題として取り上げています。
4	全体	全体	第3章「主な人権課題の現状と方向性」3-5に関して第3章は、「第3次人権教育・啓発指針」の成果と反省点が検討され、第4次案に反映されていると思いますが、「第3次指針」を振り返った議論はどのようなものだったのでしょうか。		
5	策定にあたって	P2	「総論的意見」にもなるが、本「指針」案も含めて、今回の市民意見募集の各案に日本国憲法についての記述がなかなか見当たらない(私の見落としかもしれないが)。人権を論じる以上、その最大の根拠法である「日本国憲法を活かす」との叙述を、ぜひとも期待する。	C	原案は、国民の基本的な人権を定めた日本国憲法の趣旨に基づき、人権尊重社会の実現に向け、本市の現状に即したさらなる人権教育・人権啓発の方向性を示したものです。具体的な記述としては、2ページの1-1人権尊重の理念の9行目に、まず、日本国憲法において人権は現在及び将来の国民に与えられた侵すことのできない永久の権利として定められていることを明記しています。そして、1-2策定の趣旨と目的の1行目から、日本では、基本的な人権の尊重を基本原理とする日本国憲法に基づき、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきたことを記載しています。さらに、資料として60ページに日本国憲法の中で、基本的な人権に係る条文の抜粋を記載しています。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
6	策定にあたって	P4	<p>第1章「策定にあたって」1-3  「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」失効後は、残された課題の解決は一般施策として取り組まれるようになり、平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。(P4記載)  上記の記載ですが、一般施策で取り組まれるようになったにも関わらず、法制定に至った経緯が触れられていないため、理解しづらい文脈になっています。法務省の啓発パンフなどを参照し、以下のように補足していただきたい。</p> <p>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」失効後は、残された課題の解決は一般施策として取り組まれるようになりましたが、差別発言、差別待遇事案、インターネット上での差別を助長する書き込みが依然存在する中、平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。</p>	A	<p>より分かりやすい説明とするため、ご意見のとおり、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」失効後は、残された課題の解決は一般施策として取り組まれるようになりましたが、差別発言、差別待遇等の事案、インターネット上での差別を助長するような内容の書き込みが依然存在する中、平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。」と記載します。</p>
7	1-3 国際社会と日本における取組	P5, P6	<p>30条にわたる極めて豊かで先駆的な人権条項が盛り込まれている世界でも優れた日本国憲法の扱いを大きくすべきではないだろうか。  ・世界人権宣言同様に憲法の人権に関する条文についても掲載する。  ・年表の「国」の欄に1946年日本国憲法公布と書き込む。</p>	A	<p>日本国憲法における人権に係る条文は、60ページ、61ページに掲載しています。  また、5ページの年表の国の欄には、「昭和21(1946)年日本国憲法公布」と記載します。</p>
8	2 基本的な方向性	P13	<p>行政が人権を教育する・啓発するというような上から目線ではなく、行政が人権侵害をしないというところから出発すべきではないかと考える。パワハラ問題に限らず、行政が行う施策の中で人権を侵害するようなことはないか、窓口の対応などで人権を侵害するような行為はないかなど自省的な内容も必要ではないか。国保料が払えないので窓口に行った市民に「芦屋から出ていけ」というような言葉を吐いたりするようなことは今起きていないのか、生活保護の申請に行った際に市民が二度といくまいと思わせるような言葉を吐くことはないかなど弱い立場の人たちに対する行政による人権侵害的な行為・言動こそないようにしていただきたい。その発言の裏には、国保料の徴収強化や生保受給者を増やすというような姿勢があるからだと思う。そういったところから改めてほしい。行政に大事にされてこそ市民の人権尊重の意識は強くなると思う。</p>	C	<p>市民の人権を守る立場にある職員は、高い人権意識をもって職務に取り組まなければなりません。そのためには、研修はもちろんのこと生活のあらゆる場面において常に人権に関心を持ち、人権へ配慮が自然に態度や行動に現れるよう身に付けることが重要です。原案ではこの視点に立って職員の人権教育・人権啓発の推進について記載しています。</p> <p>具体的には、13ページの第2章人権教育・人権啓発のための基本的な方向性(1)人権教育・啓発の充実の9番目に「すべての職員は、研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って職務に取り組みます。」と記載しています。</p> <p>また、51ページ、第5章市職員等への教育・啓発に職員の意識の現状や今後の意識向上に向けての取組の方向性などを記載しています。</p>

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
9	3-1 女性の人権	P14	<p>男女平等への理解はまだだと感じます。 例えば、PTA役員・会長はずっと女性ばかり、一方で町内会長は男性ばかりです。 子どもから大人までの理解を啓発する試みに期待します。 例えば ・母子手帳配布時に、独自のパパ手帳も配布する。 ・男性のイメージが強い職種についている女性やその逆の男性などに、目立つイベントへゲスト登壇してもらう。など・・</p>	D	<p>15ページの市民意識調査の結果にも見られるように、社会通念や男女の役割を固定的にとらえる考え方が、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を妨げる一因となっています。この固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見や思い込み)の解消をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けての様々な施策を第4次芦屋市男女共同参画行動計画に基づき進めてまいります。</p> <p>ご指摘いただいた1点目の母子健康手帳は、母親、父親両方に向けた内容になっています。</p> <p>2点目につきましては、中学校の人権学習において、男性の保育士や看護師、女性の消防士や建築現場の監督を招いて話を聞いたり、「進路の学習」において、今後、男女別ではない、なりたい職業ランキングを掲載したりするなど、性別の概念にとらわれることなく自分らしく生きることの大切さを知る授業を実施しています。</p>
10	3-5 同和問題(部落差別)	P30	<p>「原案30ページ」の同和問題(部落差別)【現状と課題】の上から13行目、このような現状を踏まえ、平成28(2016)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立し、部落差別(同和問題)の解消に関し基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務、相談体制の充実や教育、啓発を図るよう努めることが定められました。</p> <p>についてですが、市民の「部落差別の解消の推進に関する法律」に対する認知度の低さを踏まえ、啓発の観点からも「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく取組事項をより具体的に補説することで、市民にわかりやすく伝えられると思います。以下のように加筆すればいかがでしょうか。</p> <p>2016年(平成28年)12月「部落差別の解消の推進に関する法律(以下「部落差別解消推進法」という。)」が可決・成立しました。部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としており、いまだに部落差別が現存していることを国が認め、この問題に真正面から取り組む姿勢を示した法律となっています。基本理念を「部落差別のない社会の実現」と位置付け、部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めるよう努めるとされています。</p> <p>国の責務として、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行うとされ、地方公共団体は、部落差別の解消に関し、その地域の事情に応じた施策を講ずるよう努めると規定されています。具体的には、①相談体制の充実、②教育及び啓発活動の実施、③実態調査の実施があげられています。</p> <p>(他に3人の方から同意見あり)</p>	A	<p>ご指摘の箇所につきましては、より分かりやすい記載とするため、14行目「(部落差別解消推進法)が成立しました。この法律では、部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」ことによって行わなければならない」という基本理念とともに・・・と記載します。</p> <p>なお、いまだに部落差別が存在していることは、9行目に記載しており、地方公共団体の努力義務についても、15行目に記載しています。</p>

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
11	3-5 同和問題 (部落差別)	P30~P32	「いわゆる同和地区」という表現と「同和地区」といわゆるを付けない表現が使われているが、どう違うのかわからない。法的には「同和地区」はないと思われるがここで使われている「同和地区」はどのような定義で使われているのか？法的にはないものをここで問うことが必要なのか？同和地区を表に出し、国民の間に新たな障壁をつくることになるのではないかと。差別をなくすというのであれば今後のアンケートで改めることを求める。	D	「同和地区」という用語は、長い間差別を受けてきた集落(部落)のうち、かつて実施された同和対策事業の実施対象になった地区を指します。しかし、特別措置法が平成14(2002)年に失効し、特別対策としての同和対策事業が終了しましたので、原案では「いわゆる同和地区」と表現しています。人権に関する県民意識調査においても「いわゆる同和地区」を用いていますが、単に「同和地区」と表現されることも多いことから、芦屋市の人権に関する意識調査では、同和問題に関して起きている人権問題の設問の回答項目である「いわゆる同和地区への居住の敬遠」以外の箇所は「同和地区」という表現を用いています。しかし、ご指摘のとおり、表現が混在することはわかりにくさにつながりますので、アンケートを含め、今後の表現については検討してまいります。 なお、31ページの市民意識調査の結果では、同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題で「いわゆる同和地区への居住の敬遠」が最も高い割合を占めています。このことから「いわゆる同和地区」への差別、偏見もなくなっていく啓発が重要と考えています。
12	3-5 同和問題 (部落差別)	P31	P31に市民意識調査の結果のうち、同和問題に関連して起きている人権問題が掲載され、その中に「同和問題を知らない(2.8%)」との結果が紹介されています。市民意識調査の結果をさらに見ると、「知らない」と回答した世代は10代・20代が圧倒的に多いことがわかり、このあたりに教育・啓発の課題があると考えます。 <u>市民意識調査結果について、掘り下げた分析を掲載していただきたい。</u>	D	市民意識調査結果の詳細は、市「ホームページで公開していますが、第4次指針をホームページで公表する際には、市民意識調査の結果も併せて見やすいように掲載いたします。 学校教育においては、他者の人権を守る心を大切にするとともに、自分の人権を守る意識・意欲・態度を育てることが大切と考え、取組を進めているところです。今後も、同和問題も含めた時代の変化に対応した人権教育の研修を充実させ、取り組んでまいります。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
13	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	<p>「第4次指針の方向性」について(P33) 「偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう啓発を進めます」との項目に以下を追記していただきたい。</p> <p><u>とりわけ、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるに至った経過や法律の内容を市民に周知するよう取り組みます。</u></p>		<p>本指針は、各人権課題の解決に向けた方向性を示すものであるため、具体的な個々の事業内容は記載しませんが、いただいたご意見(1)につきましては、「…啓発を進めます。」を「…周知活動、啓発活動を進めます。」と記載します。</p> <p>相談体制の充実につきましては、13ページの人権教育・人権啓発のための基本的な方向性の(2)相談・支援体制の確立に記載しています。</p> <p>芦屋地区の人権擁護委員は平成28年度以降4名増員されおり、交代で人権相談を担当しています。</p> <p>また、部落差別の実態調査は、既に国が実施した実態調査に協力するとともに、市独自で定期的に人権についての市民意識調査を実施し、同和問題(部落差別)の項目を盛り込み市民意識の把握に努めています。</p>
14	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	<p>「第4次指針」(原案)P33 3-5同和問題(部落差別)【第4次指針の方向性】の中で、部落差別解消法の市民に向けた周知については、具体的に示すことにより市民に伝わると思いますので、付け加えをよろしく願います。</p> <p>【第4次指針の方向性】 (1)「部落差別解消推進法」の周知活動、啓発活動、学習活動を展開します。 (2)2002年(平成14年)3月に、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、「地对財特法」という特別措置法がなくなってからの空白を埋めるため、部落差別解消推進法の基本理念に則り、世代や地域のニーズに沿った啓発・研修を実施します。</p> <p>また、地域の実情に応じた相談体制の充実に努めるとともに、部落差別の実態調査を行い新たな差別を生むことがないように十分に留意しながら、その実態内容や手法などを慎重に検討して実施します。</p> <p>(他に2人の方から同意見あり)</p>	B	

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
15			<p>「第4次指針」原案P33 3-5同和問題(部落差別)【第4次指針の方向性】について、ご意見を述べさせていただきます。</p> <p>原案では、  ○偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識が得られるよう啓発を進めます。となっておりますが、具体的にどのような啓発を進めるのかがわかりにくいです。</p> <p>P30の【現状と課題】の中で説明されている「部落差別解消推進法」についての根拠づけをされると市民に向けた教育・啓発につながると思います。</p> <p>この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、<u>部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。(第1条:目的)</u></p> <p><u>地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。(第5条:教育及び啓発)</u></p> <p>以上のことから、「部落差別解消推進法」の理念を明記し、次のように加筆することをご提案いたします。</p> <p>【第4次指針の方向性】  (1)「部落差別解消推進法」の周知活動、啓発活動、学習活動を展開します。  (2)部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別解消条例(仮称)」の制定をめざします。  以上よろしく願いいたします。</p>	B	<p>部落差別解消推進法の基本理念につきましては、よりわかりやすい記載とするため、30ページ【現状と課題】の14行目「(部落差別解消推進法)が成立しました。この法律では、部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」ことによって行わなければならないという基本理念を定めるとともに・・・」と記載します。</p> <p>本指針は、各人権課題の解決に向けた方向性を示すものであるため、具体的な個々の事業内容は記載しませんが、いただいたご意見(1)につきましては、「…啓発を進めます。」を「…周知活動、啓発活動を進めます。」と記載します。</p> <p>(2)のご意見につきましては、次のとおりです。</p> <p>部落差別解消推進法が地方自治体の努力義務として定めている内容(相談体制の充実、教育及び啓発、国が実施する実態への協力)は、第3次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき実施しており、第4次指針原案においても記載していますので、条例制定は予定していません。</p> <p>相談体制の充実につきましては、13ページの人権教育・人権啓発のための基本的な方向性の(2)相談・支援体制の確立に記載しています。</p> <p>芦屋地区の人権擁護委員は平成28年度以降4名増員されおり、交代で人権相談を担当しています。</p> <p>教育と啓発につきましては、33ページ【第4次指針の方向性】の1、2項目に含まれます。</p> <p>また、実態調査については、既に国が実施した実態調査に協力するとともに、56ページの6-3市民・職員意識調査の実施に記載のとおり、市独自で定期的に人権についての市民意識調査を実施し、同和問題(部落差別)の項目を盛り込み市民意識の把握に努めています。</p> <p>今後も継続して、部落差別の解消に向けて取り組んでまいります。</p>

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
16	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	方向性に学校教育について明記されていますが、社会教育が触れられていません。社会教育についても言及していただきたい。	C	社会教育につきましては、33ページ【第4次指針の方向性】の3番目「人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動に取り組みます。」と記載しているとおり、同センターを中心に社会教育取り組みます。 また、第4章それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性の中の49ページの4-3地域【第4次指針の方向性】に沿った事業を通して社会教育を進めます。 なお、住民の主体的な啓発活動への支援については、13ページ(3)市民や関係機関等との連携強化の3番目に記載しています。
17	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	「原案33ページ」の【第4次指針の方向性】の上から2番目の ○学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。について意見を述べさせていただきます。 原案では、学校教育の課題のみを示しておりますが、文部科学省の白書にもありますように、「憲法及び教育基本法にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進」を行っています。 よって、社会教育の方向性についても言及することが不可欠ではないでしょうか。以下のように加筆いただきたいと存じます。  ○学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。 ○社会教育においては、家庭での人権に関する認識を深めるため、一人ひとりの人権が普遍的なこととし、尊重される社会を作りだすための具体的な方策を考えるような、学習、研修に取り組みます。また、同和問題の解決に向けて、差別意識を解消し、人権意識を高め、住民の主体的な啓発活動を支援します。  (他に2人の方から同意見あり)		



No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
18	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	<p>3-5同和問題(部落差別)について  現在芦屋市では、モニタリング事業を実施されていますが、この事業は、【現状と課題】の中に記載されている「また、インターネット上で特定の地区をいわゆる同和地区とする情報を流したり、書籍を販売しようとするなど当該地区への居住の敬遠や心理面で差別を助長するような悪質な行為が起こっています。」という認識に立って、このような悪質な行為に対する対策として実施されている事業ではないでしょうか。  しかしながら【第4次指針の方向性】ではこの件について全く触れられていません。市の事業として実施しているのであれば、それを広く市内外に発信することが啓発になり、抑止効果にもつながると考えますので、指針にモニタリング事業に関する記述を求めます。</p> <p>(他に15人の方から同意見あり)</p>	C	<p>インターネット上への悪質な書き込みは同和問題(部落差別)をはじめ、民族や国籍、個人への誹謗中傷など多岐に渡っており、原案では38ページの3-7情報化などに伴う人権侵害の【現状と課題】で取り上げています。  本指針は各人権課題の解決に向けた方向性を示すものであるため、具体的な個々の事業内容は記載しませんが、39ページ【第4次指針の方向性】として「インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。」に沿った事業として、インターネットモニタリング事業を実施しています。</p>
19	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	<p><u>方向性にモニタリング事業について明記していただきたい。</u>  理由:ネット上の人権侵害が拡大する中、県内でもいくつかの自治体がインターネットの監視(モニタリング)を行っています。宝塚市HPで掲載されているモニタリング結果報告(2019年度分)を見ると、いくつかの人権分類のうち「部落差別に関する書き込みが群を抜いて多くなっています。芦屋市においてもモニタリング事業を実施していると聞いておりますので、同和問題の項目に明記して取り組むことが必要だと考えます。</p>		

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
20	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	<p>【現状と課題】の中に「部落差別解消推進法」が成立し、部落差別(同和問題)の解消に関し基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務(～略)が定められたとありますが、この第4次総合推進指針は、芦屋市としてその責務を果たせる内容とはとても言えません。芦屋市として、部落差別解消に向けた基本理念を明らかにするとともに、より具体的な施策や方向性を示すために、芦屋市部落差別解消推進条例制定を目指すことを記載して下さい。</p> <p>(他に15人の方から同意見あり)</p>		<p>部落差別解消推進法の基本理念につきましては、よりわかりやすい記載とするため、30ページ【現状と課題】の14行目「(部落差別解消推進法)が成立しました。この法律では、部落差別の解消に関する施策は「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」ことによって行わなければならないという基本理念を定めるとともに・・・」と記載します。</p> <p>部落差別解消推進法の制定につきましては、次のとおりです。部落差別解消推進法が地方自治体の努力義務として定めている内容(相談体制の充実、教育及び啓発、国が実施する実態調への協力)は、第3次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき実施しており、第4次指針原案においても記載していますので、条例制定は予定していません。</p> <p>相談体制の充実につきましては、13ページの人権教育・人権啓発のための基本的な方向性の(2)相談・支援体制の確立に記載しています。芦屋地区の人権擁護委員は平成28年度以降4名増員されており、交代で人権相談を担当しています。</p> <p>教育と啓発につきましては、33ページ【第4次指針の方向性】の1、2項目に含まれます。</p> <p>また、実態調査については、既に国が実施した実態調査に協力するとともに、市独自で定期的にも人権についての市民意識調査を実施し、同和問題(部落差別)の項目を盛り込み市民意識の把握に努めています。今後も継続して、部落差別の解消に向けて取り組んでまいります。</p>
21	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	<p>部落差別撤廃の条例制定について記載していただきたい。</p> <p>理由:部落差別は行政責任でもって解決されなければならないことは、同和対策審議会答申以降、政府の一貫した態度です。2016年には部落差別の解消の推進に関する法律が制定されましたが、その意義を地方行政でいかすためには、自治体の法律である条例を制定し取り組むことが必要だと考えます。</p>	D	
22	3-5 同和問題 (部落差別)	P33	<p>部落差別に関する実態調査について記載していただきたい。</p> <p>理由:「部落差別の解消の推進に関する法律」では、地方自治体に対し、その地域の実情に応じた施策や相談事業を講ずるよう求めています。そのためには芦屋市としての実態調査が必要と考えます。</p> <p>芦屋市は「市民意識調査」を実施していますが、意識調査以外にも、①差別事象調査、②部落の生活実態調査、③被差別部落出身者に対する被差別体験調査、④土地差別問題に関する調査、⑤インターネット上での部落差別の実態調査などが必要です。体系的な実態把握と分析を踏まえた施策、相談事業を講じる必要があると考えます。</p>	D	<p>部落差別解消推進法第6条では「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」と規定されており、本市では、既に国による調査について協力しています。また、定期的にも実施している市民意識調査を通して、市民の同和問題(部落差別)に対する意識の動向を把握していますので、さらなる実態調査は予定していません。</p>

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
23	3-7情報化などに伴う人権侵害	P39	<p>第3章「略」3-7 「インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます」の後に以下の文言を追記していただきたい。</p> <p>芦屋市が取り組むモニタリング事業についてホームページ、広報で周知します。</p>	B	本指針は、各人権課題の解決に向けた方向性を示すものであるため、具体的な事業名を記載しませんが、現在既の実施していることから、指針の策定を待たずにホームページに記載し周知に努めます。
24	3-8性的マイノリティの人権	P40	<p>昨年開始された「パートナーシップ宣誓制度」を喜ばしく思っています。社会の関心も高まる中、LGBTの方などへの理解を深める事業を継続していただければと思います。 (これまでにあったような講演、相談窓口、学校園などでの教育、教員・市職員へのプログラムなど)</p>	D	<p>令和2(2020)年5月に開始した「芦屋市パートナーシップ宣誓制度」にご理解いただきありがとうございます。</p> <p>性的マイノリティの人権については、これまで当事者による講演会、啓発映画会、ポスター展示などの様々な啓発事業を実施してきました。また平成31(2019)年2月から専門相談員によるLGBT電話相談を実施し、当事者の方々だけでなく、家族や友人、上司や同僚、学校の先生などからの相談もお受けしています。</p> <p>また、学校園などでの教育、教員・市職員への研修は、計画的に実施しています。今後も性的マイノリティに対する社会の理解が進むよう取組を進めてまいります。</p>
25	3-12その他の人権	P45	<p>「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権」「アイヌの人々の人権」に関しては、基本的に本市とは無関係の事案と思います。 国にお任せし、市はもっと身近な案件に尽力いただきたいです。</p>	D	北朝鮮当局によって行われた拉致問題は、深刻な人権侵害です。全ての被害者の一刻も早い帰国を実現するためには、国民一人ひとりが拉致問題について関心と認識を深めることが大切です。「アイヌの人々の人権」についても同様であり、国と協力し啓発を進めてまいります。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
26	4-3 地域	P49	第4章 4-3地域について 生涯学習「出前講座」を活用され、部落差別解消推進法の周知、啓発を図っていただきたい。	D	出前講座メニューのNO. 11講座名「人権」のご希望があった際には、部落差別解消推進法にも触れ、周知、啓発を行ってまいります。
27	4-3 地域	P49	第4章「それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性」4-3 芦屋市は「生涯学習出前講座」を実施していますが、その中に「部落差別解消推進法(略称)を加え、同法の周知・啓発を進めていただきたい。		
28	5-1職員の意識向上	P51	芦屋市役所でパワー・ハラスメント事案があったと聞きました。 この事案に関してはHPでも説明されていますが、多くの市民は読んでいないと思います。 改善策についてはすでに実施されていることと思います。 事案発生～調査、解決方法の策定までを漫画化するなど、伝わりやすい形で市民に配布いただければ、市民自体の意識づけにもつながらないでしょうか？ (経営職、管理職に就いている市民も少なくないと思います)	D	今回のパワー・ハラスメント事案の発生につきましては、市民の皆様からの信頼を損なったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。 今後二度と繰り返すことのないよう、職員研修の徹底や相談体制の整備、充実に取り組み、職員一人ひとりが人権意識を高めいくことを7ページの(1)市の取組で記載するとともに、51ページ市職員等への教育・啓発においても今後の取組について記載しています。 また、現在、弁護士3人を委員とした第三者調査委員会により調査等を進めており、結果が出ましたら広報紙等により市民の皆さまにご報告いたします。
29	6-1 事業計画の策定と評価	P56	第4次「指針」の進捗状況はどのように検証されるのでしょうか。又、公表されるのでしょうか。	D	第4次指針の進捗状況及び検証は、56ページの第6章「本指針の総合的効果的な推進」の6-1「事業計画の策定と評価」に記載のとおり、指針の方向性に沿った具体的な施策については、進行管理調書を作成し、各施策に対する目標を定め、進行管理と事業評価を行うことにより、次年度の事業計画を策定します。また、進行管理調書は、「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」に諮った後、公表します。

No.	項目	該当箇所	市民からの意見(原文)	取扱区分	市の考え方
30	—	—	集会所を減らすのはやめて下さい。 (持たない町内にも作ってほしいくらいです)		政策推進課において作成中
31	—	—	JR南口に歩道橋を作ってください(スロープ)		都市整備課において作成中